

書面の電磁的方法による交付等に係る規定

第1条（目的）

この規定は、セントラル短資FX株式会社（以下、「当社」といいます。）の店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX取引」といいます。）において、当社がお客さまに交付すべき書面の交付に代えて、電子情報処理組織を利用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）により当該書面に記載すべき事項を提供する場合における方法、および書面の徴求に代えて電磁的方法により当該書面に記載すべき事項の提供を受ける場合における方法（以下、「電子交付等」といいます。）について定めることを目的とします。

第2条（書面の種類）

お客さまが電子交付等を利用できる書面は、金融商品取引法その他の関係法令により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面とします。

- （1）取引残高報告書
- （2）契約締結時交付書面
- （3）契約締結前交付書面
- （4）投資顧問契約書
- （5）注意喚起文書
- （6）反社会的勢力でないことの確約に関する同意書
- （7）約款
- （8）お客さまの個人情報のお取り扱いについて
- （9）保証金の受領に係る書面

第3条（電磁的方法による交付方法）

本規定により定められた当社が行う電子交付等とは、次の各号に掲げる方法とします。

- （1）閲覧ファイル（当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数のお客さまの閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法。
- （2）当社が運営するウェブサイト内に設けた閲覧ファイルを閲覧に供し、お客さまの同意に関する事項を記録する方法。
- （3）当社が使用する電子計算機とお客さまが使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、受信者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。

第4条（電子交付等の申込）

お客さまは、当社が運営するウェブサイトより電子交付等を申し込むものとします。ただし、当社の口座開設と同時に申し込むことができるものとし、口座開設が完了した段階で申込を承諾したものとします。

第5条（確認事項）

お客さまは、次の各号について確認を行うものとします。

- （1）電子交付等を受けるため、閲覧ファイルを閲覧できる環境であること。
- （2）閲覧ファイルを出力し、書面の作成が可能であること（プリンタ等を保有し、印刷が可能であること。）。)
- （3）電子交付等を受けるに際し利用する電子計算機が、当社が必要と定める環境（OS、閲覧用アプリケーションのインストール等）に合致していること。

第6条（電子交付等の申込の撤回）

1. お客さまが当社に対し、当社が定めた方法により本規定第4条に規定する申込を解約等する旨の通知を行った場合、当社は電子交付等の提供を行うことができないものとします。ただし、お客さまが再度同条の方法による申込を行った場合は、この限りではありません。

2. 当社の提供するFX取引は、電子交付等の利用が前提となるものであるため、お客さまが前項の解約等の通知を行った場合、その後の取引等については制限させていただく場合があることをお客さまは承諾するものとします。

第7条（免責事項）

当社は、次の事由によりお客さま及び第三者に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

- (1) 何らかの事由により電子交付等のサービスの全て又は一部の提供が不可能となった場合
- (2) 通信回線、通信機器及びコンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等
- (3) お客さまのID及びパスワード等（以下、「認証番号」といいます。）をお客さまご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた電子交付等のサービスの利用により生じた損害
- (4) ファイルの保存、実行、削除、印刷等、お客さまの使用に係る電子計算機に生じたあらゆる不具合等
- (5) 法令の変更、監督官庁の指示、又はその他の必要な事態が発生した時に、当社が書面の電子交付等に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けること

第8条（変更）

1. 本規定は、金融商品取引法その他の関係法令等の変更、監督官庁からの指示、その他必要が生じたときは、変更される場合があります。
2. 変更の手続については、店頭外国為替証拠金取引約款第32条を準用するものとします。

発効日 2013年10月7日

改定日 2015年10月5日